

## 報告事項キ

平成23年度新時代を拓く学びの創造プロジェクト高等学校学力向上推進委員会の  
報告書について

平成23年度新時代を拓く学びの創造プロジェクト高等学校学力向上推進委員会の報告  
書について、別紙のとおり報告します。

平成24年3月17日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

平成23年度新時代を拓く学びの創造プロジェクト  
 高等学校学力向上推進委員会の報告書について

平成24年3月17日  
 高等学校課

平成23年度に実施した新時代を拓く学びの創造プロジェクト高等学校学力向上推進委員会について、下記のとおり報告します。

記

1 高等学校学力向上推進委員会の設置目的及び検討内容（別紙要綱参照）

<p>[設置目的]          本県のすべての高校生が自らの可能性を最大限発揮し、進路目標を実現できる学力を育成すること</p> <p>[検討内容]          高校生の学力向上にかかる具体的な取組を総合的に検討・提案すること          その他、高校生の学力向上に必要な事項を検討すること</p>
--

2 高等学校学力向上推進委員会の概要

回数	日時・場所	内 容
1回	日時 平成23年7月11日（月） 午後1時30分～3時30分 場所 白兔会館	(株)ベネッセコーポレーションによる報告 <鳥取県の高校生の学力・学習実態等> 普通科高校のスタディーサポートの状況 専門高校及び総合学科の受験データ等の概況 岡山県立岡山操山高校の実践事例報告 岡山県青少年教育センター 國友所長 （元岡山操山高等学校長） 岡山県立林野高等学校 香山教頭 （元岡山操山高等学校教務課長）
2回	日時 平成23年11月4日（金） 午後2時～4時 場所 ホテルセントパレス倉吉	高校生学力分析部会及び高校生学力向上部会からの報告 進路希望区分ごとの学校運営マトリクスの検討 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">           難関大学進学層 四年制大学進学層            専門学校（医療系）・短期大学進学層            専門学校（医療系以外）進学層 就職層         </div> 高等学校学力向上に関する提言をまとめるための起草委員会の設置（起草委員：8名）
起草委員会	日時 平成24年1月27日（金） 平成24年2月6日（月） 午後2時～5時 場所 県庁第二庁舎	高等学校学力向上に関する提言案の検討・作成
3回	日時 平成24年2月28日（火） 午後1時30分～4時 場所 白兔会館	(株)ベネッセコーポレーションによる報告 <進研模試に見る定着学力の特徴と環境変化を見据えた他校実践事例> 高等学校学力向上に関する提言案の協議 来年度の学力向上推進委員会等の取組等に関する報告

### 3 高等学校学力向上推進委員会の報告書

#### (1) 報告書の構成

高等学校学力向上に関する提言

はじめに      高等学校の授業改革に向けて      家庭学習の充実のために  
自己実現に向けた進路を獲得するために      改革の成果を見取るために

高校生学力分析部会の報告

高校生学力向上部会の報告

参考資料

#### (2) 高等学校学力向上に関する提言について

高等学校学力向上推進委員会から、次のとおり、学力向上に関する提言を受けた。

##### 【提言の骨子】

###### 高等学校の授業改革に向けて

- ・生徒の実態や、「学び」から逃走する姿勢、また意欲・姿勢・態度等の育成に至る道筋が見いだせないジレンマ等の課題点から、解決の方向性として、すべての教員に対して、授業のあり方として知識伝達型の学習モデルから生徒自らが理解を深めようとする活動支援という教授モデルへ転換を求める。
- ・生徒の学習活動の支援として協同的な学びを提示し、そのために教員自身が認知科学や学習科学で示されている知見を学び直し、教え込みではない新しい学びの教育方法論を構築すべき。
- ・生徒自ら意識的に、他の場面に転化し活用できる知識を構築していくような学習をデザインする能力を、すべての教員が会得し、磨くことで県全体の授業力の向上を図る。

###### 家庭学習の充実に向けて

- ・学びを回避するような状況が生徒の内面にあるならば、強制力のない家庭学習が成立するかという疑問と、県内約半数の高校生が家庭学習に向かっていないアンケート結果を課題とし、その解決に向けて、授業に軸足を置きながら学習の意味や価値を伝え、学習を肯定的に受け止め、生徒の内から学習意欲を引き出していく授業のあり方が必要。
- ・家庭で学習したことが授業で役に立ったり、授業での学びの様相をより豊かにする経験が繰り返されたりすることで、家庭学習の意味が高まる。また、それほど授業の在り方が問われている。

###### 自己実現に向けた進路を獲得するために

- ・生徒の目標設定が、生徒の潜在的な可能性を含めたものになっているか検討するため、複数の目で見極めることが重要であり、加えて教員が、進路意識や学習意欲を高めるための適切な面談スキルを身に付けることが必要。
- ・感覚的に面談を行ったり、教員がただしゃべって終わってしまわないよう、生徒を継続的に見取り続けるモニタリングを前提に、カウンセリングやコーチング、またメンタリング等の理論を学習し、OJ Tによって校内で共有すべき。

###### 改革の成果を見取るために

- ・“授業が変わったのかどうか”という「授業の評価」と“新時代を拓く学びの創造プロジェクトが成果を上げたのかどうか”という「事業の評価」の二種類の評価の観点があり、高等学校や教科研究会での取組を検証する具体的な指標が必要である。
- ・「入学試験や就職試験の結果」、「各種顕彰の被表彰者数、検定試験・資格試験結果」、「定期考査等の結果」、「家庭学習時間」、「不登校生徒数、中途退学者数、問題行動発生数」、「アンケート結果」等が指標として活用できるであろうが、学校毎に判断し、適切な指標を設定すべき。

#### 4 高等学校学力向上推進委員会の構成員

	所 属	職 名	氏 名
1	鳥取商業高等学校	校長	西村 省二
2	八頭高等学校	校長	大原 洋二
3	倉吉総合産業高等学校	校長	松本 清治
4	米子南高等学校	校長	吉岡 成幸
5	鳥取東高等学校	校長	坂口 祐二
6	鳥取西高等学校	校長	青木 節也
7	智頭農林高等学校	校長	谷 輝久
8	倉吉東高等学校	校長	牧 尚志
9	倉吉西高等学校	校長	竹ノ内 誠一
10	鳥取中央育英高等学校	校長	黒松 悟司
11	米子東高等学校	校長	依藤 典篤
12	米子西高等学校	校長	友松 文嗣
13	米子高等学校	校長	平野 公二
14	境高等学校	校長	小鉄 治人
15	鳥取市立気高中学校	校長	澤田 明範
16	伯耆町立岸本中学校	校長	井田 博之
17	ブール学院大学	アドミッションズ オフィサー	水野 保
18	鳥取大学教育センター	准教授	後藤 和雄
19	(前倉吉東高等学校長)		名越 和範
20	株式会社ベネッセコーポレーション	中・四国支社支社長	日山 敦司
21	株式会社ベネッセコーポレーション	中・四国支社高校事業部営業グループ第2セクションリーダー-鳥取県学校教育パートナー	山田 太郎
22	高等学校課	参事監兼高等学校課長	藤原 辰広
23	高等学校課	高校教育企画室長	御船 斎紀
24	高等学校課	指導係長	永野 智之

## 新時代を拓く学びの創造プロジェクト実施要綱

### (目的)

- 第1条 この要綱は、本県におけるすべての高校生が、自らの可能性を最大限発揮し、進路目標を実現できる学力を育成するため、高校生の学力の課題の把握、分析及び指導方法の研究等を実施する「新時代を拓く学びの創造プロジェクト」(以下「プロジェクト」という。)について必要な事項を定めるものとする。
- 2 プロジェクトは、鳥取県教育委員会が、学力向上に係る委員会及び部会を設置して実施するものとする。

### (委員会)

- 第2条 高校生の学力向上に係る具体的な取組みを総合的に検討し、鳥取県教育委員会や学校の施策に反映させるため、高等学校学力向上推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員は、学識経験を有する者、高等学校及び中学校の教育関係者並びに鳥取県教育委員会事務局職員のうちから鳥取県教育委員会が委嘱する。
- 3 委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (所掌事務)

- 第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 高校生の学力向上策の検討及び提案
- (2) 前号に掲げるほか、高校生の学力向上に必要な事項に関すること
- 2 会議は、年3回開催する。

### (部会)

- 第4条 委員会は、専門的見地からの調査・検討等を行うため、別表の左欄に掲げる部会を置く。
- 2 各部会の目的、所掌業務及び委員構成等については、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

### (報告等)

- 第5条 委員会及び各部会は、それぞれの会議の結果を教育長に報告するとともに、必要に応じて全県に公表するものとする。

### (秘密の保持)

- 第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も、同様とする。

### (その他)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトの実施に当たり必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成23年6月23日から施行する。

別 表

名 称	目的、所掌業務及び委員構成等
高校生学力分析部会	<p>( 1 ) 目的 模試等の結果をもとに高校生の学力を分析・研究し、課題等を把握する。</p> <p>( 2 ) 所掌業務 全国的なテストの実施 模試等の分析方法の研究 模試等の結果分析 その他学力分析に必要な業務</p> <p>( 3 ) 委員構成 統計学の有識者、進学関連企業、教育関係者及び鳥取県教育委員会事務局職員</p> <p>( 4 ) 部会長 部会長は、委員の互選により定める。 部会長は、会務を総理する。 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>( 5 ) 部会 部会は、年 5 回開催する。</p>
高校生学力向上部会	<p>( 1 ) 目的 高校生の学力の分析結果等を踏まえ、指導方法や教材の開発等を実施する。</p> <p>( 2 ) 所掌業務 課題克服対策と授業改善 基礎学力定着教材の作成 専門高校等における取組みの支援 その他学力向上に必要な業務</p> <p>( 3 ) 委員構成 教育関係者及び鳥取県教育委員会事務局職員</p> <p>( 4 ) 部会長 部会長は、委員の互選により定める。 部会長は、会務を総理する。 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>( 5 ) 部会 部会は、年 5 回開催する。</p>